

郡山市戸籍総合システム  
再構築及び運用保守業務 要求仕様書  
(戸籍システム標準化)

## 第一章 業務の概要

### 1 業務の目的

本仕様書は、郡山市（以下「発注者」という。）の戸籍総合システム再構築業務において、戸籍総合システムの稼働基盤の刷新・構築を行い、構築した稼働基盤へ、より利便性が高く、長期に渡り継続使用が可能な信頼できる戸籍総合システムを導入、令和10年1月から令和14年12月末までの60か月間、保守及び運用を継続することにより、システムの安定稼働及び戸籍業務の正確性・安定性を担保し、住民サービスの維持向上を図ることを目的とする。

### 2 業務期間及び履行場所

#### (1) 業務期間

ア 構築期間：契約締結の日から稼働開始月の末日まで

※ 運用開始の2か月前程度には切り替えが完了し仮稼働が可能となるよう、構築を行うこと。

イ 運用期間：令和10年1月1日から令和14年12月31日まで（60か月）

※ システムの構築及び導入に係る構築期間に際しては、テストや事前研修、稼働後の支援について十分な時間的配慮を行うこと。

※ 構築期間中の稼働日までの機能実装等が困難な場合においては、運用期間中のなるべく早い時期に実装することを想定し、バージョンアップにかかる作業費用をシステム導入費として含めること。

#### (2) 履行場所

ア 郡山市役所 福島県郡山市朝日一丁目23番7号及び出先機関

イ 上記以外の提案者のプロジェクトルーム等の発注者の認める場所

### 3 基本情報

#### (1) 戸籍データ等（令和8年3月末日現在）

項目	件数	枚数	データ形式
現在戸籍	約 127,600 戸籍	—	コードデータ
現在附票	約 348,500 戸籍	—	コードデータ
除籍（電算化以降）	約 37,400 戸籍	—	コードデータ
除籍・改製原戸籍	約 476,000 戸籍	—	イメージデータ

#### (2) 事件表（令和8年3月末日現在）

項目	件数
本籍人口	約 304,100 人
年間事件数	約 12,900 件
新戸籍編成数／年	約 1,900 戸籍
全部除籍数／年	約 2,300 戸籍

## 4 現行システム環境

システム名	会社名	パッケージ名
戸籍システム	日本電気株式会社	REPROS-X V8
住民記録システム	株式会社福島情報処理センター (株式会社日立システムズ)	ADWORLD
住民基本台帳ネットワークシステム	株式会社福島情報処理センター	住民基本台帳ネットワークシステム
コンビニ交付システム	株式会社福島情報処理センター (株式会社日立システムズ)	ADWORLD

## 第二章 システム構築

### 1 戸籍システムソフトウェアの構成

#### (1) システム化の範囲

- ア 戸籍情報システム
- イ 戸籍附票システム
- ウ 火葬等許可事務システム
- エ 人口動態調査事務システム
- オ 民刑システム
- カ 記載不要届システム
- キ イメージ受附帳システム
- ク データウェアシステム（基本4情報、オプション）
- ケ 文字検索システム
- コ 附票アプリケーション連携システム

#### (2) 戸籍システムに関する基本要件

- ア 提案するシステムは、「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準（令和8年3月26日付法務省民一第585号通達）」を満たし、法務省の認容を受けているシステムであること。
- イ 令和3年施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び令和6年12月24日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に則り、下記の標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージシステムを導入すること。

また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても、運用期間の稼働年度中のなるべく早い時期に機能実装することを想定し、当該仕様書に対応するための改修費用をシステム導入費に含めること。

システムの名称	標準仕様書
戸籍情報システム	戸籍情報システム標準仕様書（第 5.0 版）
戸籍附票システム	戸籍附票システム標準仕様書（第 3.1 版）
人口動態調査事務システム	人口動態調査事務システム標準仕様書（第 3.0 版）
火葬等許可事務システム	火葬等許可事務システム標準仕様書（第 3.0 版）

- ウ システム開発業者は、提案者と同一であること。
- エ 発注者と同規模以上の自治体で既に導入実績があるバージョンのパッケージシステムとすること。
- オ セキュリティに関し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- カ OS やデータベースソフト等のソフトウェア（ライセンス等）は、汎用性の高いもの（最新版）を使用すること。
- キ システムは、端末側にプログラム及びデータが残らないシステム構成であること。
- ク システム稼働時間は、年末年始を含む午前 6 時 30 分から午後 11 時までを確保すること。
- ケ システムに係る非機能要件は、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準（第 1.2 版）」を満たすものであることとし、同非機能要件を満たせない場合には、相応の代替手段が明確化されていること。また、郡山市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」とする。）に反した内容が含まれていないこと。

## 2 戸籍システム機器（ハードウェア）

### (1) 基本要件

- ア 「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準（令和 8 年 3 月 26 日付法務省民一第 585 号通達）」に基づき、万全なセキュリティ対策を講じること。
- イ 戸籍システム機器は、提案するパッケージ（ソフトウェア）の動作保証が取れている機器のうち、導入時における最新の機器とすること。なお、クライアント端末、生体認証機、プリンタ、A3 スキャナ等の、システム利用に際して発注者の職員が直接利用する機器類については、発注者の既存の機器を利用する予定であるが、利用できない機器がある場合は、本調達とは別に調達することとする。  
 なお、発注者の既存機器類は、故障、経年劣化等の理由により更新されることがあるため、システム側の対応が必要な場合は、これに対応すること。
- ウ システム本稼働後、保守サポートが受けられること。
- エ 戸籍システムを利用するクライアント端末、プリンタ等の台数は、以下のとおりとすること。

設置場所	クライアント 端末	生体認証機	プリンタ	A3 スキャナ
本庁	43 台	43 台	12 台	2 台
郡山市民サービス センター	4 台	4 台	2 台	—
緑ヶ丘市民サービ	2 台	2 台	2 台	—

スセンター				
富田行政センター	4台	4台	2台	—
大槻行政センター	5台	5台	2台	—
安積行政センター	4台	4台	4台	—
三穂田行政センター	2台	2台	2台	—
逢瀬行政センター	1台	1台	2台	—
河内連絡所	1台	1台	1台	—
片平行政センター	2台	2台	2台	—
喜久田行政センター	2台	2台	1台	—
日和田行政センター	2台	2台	2台	—
富久山行政センター	2台	2台	2台	—
湖南行政センター	2台	2台	2台	—
月形連絡所	1台	1台	1台	—
熱海行政センター	2台	2台	2台	—
田村行政センター	2台	2台	2台	—
高瀬連絡所	2台	2台	1台	—
二瀬連絡所	2台	2台	1台	—
西田行政センター	2台	2台	2台	—
中田行政センター	2台	2台	2台	—
合計	89台	89台	49台	2台

(2) 戸籍システム機器の構成

ア ソフトウェア（ライセンス等）

- ① サーバに必要な OS のライセンスを必要数備えること。
- ② サーバ及びクライアント端末に必要なデータベースソフト等のライセンスを必要数備えること。

③ OS は、稼動後 5 年以上の保守サポートが受けられる製品とすること。

イ クライアント端末

以下に、戸籍事務用（戸籍総合システム用）として現在利用しているクライアント端末を示す。なお、搭載する OS は全て Windows 11 である。

NEC パーソナルコンピュータ株式会社製 MKL43B-C (PC-MKL43BZFC)

NEC パーソナルコンピュータ株式会社製 VKL44A-G (PC-VKL44AAGG)

Dynabook 株式会社製 B55/L Y (A6BWLK4E1A)

ウ 生体認証機

以下に、クライアント端末のログイン用に、現在利用している生体認証機を示す。

日本電気株式会社製 HS-100-10

株式会社ディー・ディー・エス社製 UB-H722

株式会社ディー・ディー・エス社製 UB-HA01

エ プリンタ

以下に、現在利用しているプリンタを示す。なお、人口動態処理用のプリンタは 1 台のみである。

① 帳票、証明書発行用

株式会社リコー製 P6510M（増設ホッパー有）

② 人口動態処理用

日本電気株式会社製 PR-L8700（増設ホッパー有）

オ イメージスキャナ

以下に、現在利用しているイメージスキャナを示す。利用用途は、イメージデータの取込み用及び法務省戸籍情報連携システムへの届書イメージ送信用である。

セイコーエプソン株式会社製 DS-50000

オ その他

システムの構築に必要となるハブ等のネットワーク機器及び新設するハブからの接続に必要な LAN ケーブルを必要数備えること。なお、それ以外の LAN 配線においては発注者の既設のものを使用すること。

### 3 クラウド環境について

ア デジタル庁の定めるガバメントクラウドを利用した仕組みでの導入を前提とするものとする。利用するガバメントクラウドのクラウドサービスプロバイダー（以下「CSP」とする。）は提案すること。また、ガバメントクラウドの利用料について、年間の見込み額を各 CSP のカリキュレーター等で算出し、提示すること。

イ 本業務で利用するガバメントクラウドは、共同利用方式を前提とし、これに付随するガバメントクラウドの運用管理補助業務を本業務範囲に含めるものとする。

ウ ガバメントクラウド以外のクラウド環境へ移行する場合は、経済面や性能面での比較を行い、ガバメントクラウドに準ずる仕組みとして認められたクラウド環境（以下「独自クラウド環境」とする。）であること。

エ 本業務において利用するクラウド環境がガバメントクラウドであるか、独自クラウドであるかを

問わず、クラウド利用に係る一切の経費について提出する見積（提案価格見積）に含めること。

オ クラウド環境や提供サービスは、発注者の窓口開庁時間及びコンビニ交付発行を踏まえ、午前 6 時 30 分から午後 11 時まで利用可能であること。

カ 提供されるサービスについては、クラウド事業者の情報セキュリティ管理状況に関する第三者による評価（ISMS 認証取得証明書、ISMAP クラウドサービスリスト、SOC 報告書等の外部監査報告書等）が行われていること。

キ ネットワークについては、庁内のネットワーク及び本庁舎と出先機関のネットワーク、本庁舎とガバメントクラウド間の回線、ガバメントクラウド接続のためのマネージドサービスは、発注者が用意する既存環境を利用するものとする。

なお、独自クラウド環境で導入する場合は、本庁舎と独自クラウド環境を稼働させているデータセンター間の回線の設置工事、発注者の既存ネットワークへの接続に係る設定作業等は調達範囲に含めることとし、以下の要件を満たすこととする。

- ① 他システムからのアクセスを防止し、戸籍システム専用のネットワーク環境を構築すること。
- ② 本庁舎とデータセンターは IP-VPN 等のセキュアな閉域網を利用して接続すること。

#### 4 他システムとのデータ連携

##### (1) 法務省戸籍情報連携システム

ア 発注者が管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍情報連携システムへ送信するために、戸籍システムから事務内連携サーバへ自動的に正確に送信できる機能を有すること。

イ 戸籍サーバから事務内連携サーバへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築すること。また、その場合、ネットワーク連携をする際に必要な装置・機器等も考慮すること。

##### (2) 住民基本台帳ネットワーク

ア 住民基本台帳ネットワーク C S と連携し、附票記載が発生した際のデータ送信を可能とすること。

イ 住民基本台帳ネットワークから送信される住民基本台帳法第 19 条 1 項通知データ他、各種通知データを取り込み附票に反映できること。

ウ 住民基本台帳ネットワークから住民票コードを取得し、附票へ反映できること。

##### (3) コンビニ交付システム

ア コンビニ交付システムへの連携を構築し、戸籍証明書を発行できること。

イ コンビニ交付システムの公開サーバ及び証明書発行サーバは発注者が準備するため、証明発行サーバからシリアル番号で連携することで、戸籍証明書を発行できること。

なお、既存コンビニ交付システムを利用せず、戸籍システム用のコンビニ交付システムを新たに構築する構成についても許容するが、その場合の構築費用、回線費用、サービス利用料等の運用費用については本調達の調達費用とすること。

ウ 証明発行用シリアル番号については、ガバメントクラウドのオブジェクトストレージから取得すること。

##### (4) 住民記録システム

ア 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた機能別連携仕様に基づき連携機能を実現すること。

イ 住民記録システムから戸籍附票システムへの連携項目は、支援措置申出情報当初受付(001o010)、支援措置申出書情報転送受付(001o016)、電子証明情報(001o017)とすること。

ウ 戸籍附票システムから住民記録システムへの連携項目は、支援措置対象者情報(004o008)、支援措置申出書情報当初受付(004o009)とすること。

## 5 機器導入作業

本システムに必要な機器の搬入・設置においては、搬入経路、設置場所等を考慮し、発注者と協議の上、実施すること。

## 6 システム構築作業

### (1) システム構築作業要件

本業務では以下の構築作業工程及び内容、発注者と提案者の役割分担、成果物等を提案すること。

ア プロジェクト計画・管理

イ 要件定義

ウ 設計

エ 環境構築

オ 総合テスト

カ 連携テスト

キ 操作研修

ク 運用テスト

ケ データ移行

コ 本稼働支援

ケ その他バージョンアップ等

### (2) システム構築体制及びスケジュール

本業務におけるシステム構築作業の体制及びスケジュールについて提案すること。

## 7 データ移行作業

### (1) 移行対象データ

ア 現在戸籍データ（受附帳データ含む）

イ 現在附票データ

ウ 除籍・昭和改製原戸籍・平成改製原戸籍・平成改製原附票データなどのイメージデータ

エ 事務内連携関連情報

#### ① 受信

・届書等情報

・異動処理状況情報

・届書処理状況情報

#### ② 送信

・届書等情報

・ 申入書情報

オ 記載不要届関連情報

カ 管内住所辞書情報

キ 民刑データ

(2) データ移行作業要件

ア 提案者は、現行システムから新システムへのデータ移行を正確に行うこと。

イ 現行システムからはデジタル庁の「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に則った基本データリスト形式でデータ抽出のうえ、提案者に提供するものとする。

ウ 「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」で定義されていないデータ（外字の保持等文字要件に係る箇所、除籍・除附票イメージデータ等の内部保持方式及び出力方式が定義されていないデータ等）については、現行システム導入事業者の指定するレイアウトで提供するものとする。

エ 民刑データについては、以下の現行システムの帳票をもとにデータ移行作業をするものとする。

① 成年被後見・（準）禁治産・破産者名簿

② 犯罪人名簿

オ データ移行に際してデータ変換が必要となる場合は、現行システム導入事業者が抽出したデータを提案者がデータ変換のうえ、新システムへ取り込むものとする。

カ 現行システム導入事業者からの移行データの提供は、テスト用と本番用の計2回とする。なお、法改正関連データ、証明発行履歴は本稼働直前に1回提供するものとする。

キ 本稼働向けの本番用の移行データの凍結日は本稼働の3か月前とし、提供日については、発注者、提案者及び現行システム導入業者間でスケジュールを調整し、提案者が主導的に行うこと。

ク データ移行又は変換する作業において、提案者と発注者で事前にデータ移行の方針を決定の上、方針に沿ったデータ移行を行い、データ移行結果の報告を行うこと。

ケ 提案者は、作業開始から稼働までの間に、新システムにおける戸籍異動滞留分の並行入力処理が必要となる場合、届書入力を対応するものとする。

コ 現行システムで使用している文字（文字のデザイン及び文字コード）から変更がある場合、提案者にて文字の同定作業を実施し、リストを提出すること。

サ 新システムへのデータ移行に際し、文字の字体等の疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認の上、必要に応じて新たに文字を作成すること。

シ データ移行作業の過程で発生したその他詳細の疑義は、発注者に確認の上、対応方針を決定すること。

(3) その他データ等の取り扱い

ア 提案者は、発注者より借用したデータ、紙等に関し、漏洩や紛失、盗難等がないように厳重に管理できる規定を定め、運用すること。

イ 提案者の保管庫については、耐火構造であり、施錠が可能であること。

ウ 保管庫については、管理責任者を配置し、施錠等一切の管理を行うこと。

エ 提案者は、戸籍データ等を搬送する場合、施錠できるケースに収納し事故防止措置を講じた上で搬送すること。

- オ 提案者は、戸籍データ等の授受に従事する者を指定し、当該戸籍データ等の授受に際しては、受領借用書をもって発注者の承認を得た上で実施すること。
- カ 提案者は、本業務を終了したとき、使用済みとなった個人情報等を判読不能かつ再生又は再利用ができない状態にすること。
- キ 提案者は、本業務を終了したとき、戸籍データ等の消去証明書を提出すること。

## 8 構築運用保守環境のセキュリティ要件

### (1) ガバメントクラウドへのアクセス

- ア ガバメントクラウドを利用し本システムの構築及び運用保守を行う場合、ガバメントクラウドの管理コンソールへのアクセスは、デジタル庁が提供する「GCAS (Government Cloud Assistant Service)」のシングルサインオン機能を利用すること。
- イ ガバメントクラウドの管理コンソールへのアクセスに係る、ライセンス費用等の一切の費用は、本業務の調達費用に含めるものとする。

### (2) ネットワーク接続要件

- ア 提案者の構築運用保守拠点から本システム環境への接続は、IP-VPN 等の閉域網又は専用線を利用することとし、インターネット VPN による接続は認めない。
- イ 当該閉域接続に係る回線費用、機器費用及び運用に係る一切の費用は、本業務の調達費用に含めるものとする。

### (3) 構築運用保守拠点の物理的・論理的セキュリティ

提案者の構築運用保守拠点から本システムへ接続し、構築運用保守を行う場合は、次の各要件を満たすこと。

- ア 構築運用保守専用の作業室を設置し、暗証番号等による入退室管理及び入室管理簿への記録を徹底すること。
- イ 構築運用保守用端末は提案者が準備すること。
- ウ 構築運用保守用端末は施錠付きロッカー等に保管し、作業時のみ取り出すこと。
- エ 端末の操作者、操作内容、操作時間が把握できるよう、ログによる管理を行うこと。
- オ 常時接続は行わず、構築又は保守作業が必要な時間帯のみ接続する運用とすること。
- カ 構築運用保守用端末自体に、本システムのデータを保存できない設定とすること。

## 第三章 運用サポート

### 1 新システム稼働後の運用支援

#### (1) システム運用保守要件

本業務のシステム運用保守要件について、以下の作業項目及び作業内容、発注者と提案者の役割分担、成果物等を提案すること。なお、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準（第 1.2 版）」を満たすものとする。

- ア 問合せ対応

イ 障害対応

ウ OS やミドルウェアのバージョンアップ、セキュリティパッチ等の適用作業

エ 法制度改正や標準仕様書改版への対応

オ ヘルプデスクによる運用サポート

カ 機器（ハードウェア）運用サポート（提案者が機器導入する場合に限る。）

キ ソフトウェア運用サポート

(2) システム運用保守対応時間

郡山市の休日を定める条例（平成2年3月30日付郡山市条例第7号）に定める日及び計画停止期間を除く、午前8時30分から午後6時までとする。

なお、電子メールによる障害発生等の連絡は、24時間365日受付可能とすること。

(3) システム運用保守体制及びスケジュール

本業務におけるシステム運用保守体制及びスケジュールについて提案すること。

(4) ガバメントクラウド運用に係る管理補助

ガバメントクラウドを利用する場合は、以下の運用管理補助業務も行うこと。

ア クラウド環境及びクラウドサービスの運用管理に関する業務

イ 前号の業務を行うに当たって、デジタル庁から必要な措置を受けるために必要とされる登録作業等

ウ 発注者が、デジタル庁の提供するクラウドサービスを利用し、運用管理する際の技術的助言及び補助、長期継続割引の購入検討に係る助言及び補助等の業務

エ 発注者に代わり、デジタル庁又はCSPとの間で、ガバメントクラウドの利用、運用管理のために必要な連絡等を行う業務

オ 発注者が利用するクラウド環境における利用料債務の負担率の算定及び当該負担率のデジタル庁への報告並びに当該報告に不備があった際の対応業務

カ 継続的運用経費最適化（FinOps）の実施等の業務

キ その他、上記業務に付随又は関連する業務

## 2 戸籍関連の制度改正、標準仕様書改版及びバージョンアップ

(1) 制度改正や標準仕様書改版への対応

ア 戸籍業務に係る制度改正や国が定める標準仕様書群の改版等によって運用変更やシステム改修の発生が予見される場合、速やかに発注者へ情報提供をすること。システム改修に係る費用については基本的に追加費用なく運用保守費用内で対応すること。なお、対象となる標準仕様書には、以下の最新版及び将来的な改訂版をすべて含むものとする。

- ・ 戸籍情報システム標準仕様書
- ・ 戸籍附票システム標準仕様書
- ・ 人口動態調査事務システム標準仕様書
- ・ 火葬等許可事務システム標準仕様書
- ・ 地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書

- ・地方公共団体情報システム 非機能要件の標準
- ・その他、本業務に関連する国等の指針及び技術基準

イ 法改正等によりシステムの改修を実施した場合、操作マニュアルを提出すること。

ウ 原則年1回以上、システムで使用する全国住所辞書のデータを更新すること。

#### (2) システムの機能強化対応（バージョンアップ）

ア システムの機能強化は原則年1回実施し、追加費用なく対応すること。

イ システムの機能強化を実施した場合は、発注者に対して操作マニュアルを提出すること。

### 第四章 戸籍業務を効率化、高度化する付加価値サービス提供

発注者の戸籍業務の効率化や高度化、属人化解消、情報共有円滑化等に貢献するような付加価値サービスの導入について提案すること。

本付加価値サービスを提案するにあたっての導入及び運用コストは、本提案費用内に原則として含めるものとする。なお、本提案費用の範囲外の場合は明記して提案すること。

### 第五章 その他の留意事項

- 1 本仕様書に定める事項に対して、全て誠実に遵守し、必ず期日までに対応すること。
- 2 提案者は、発注者の求めに応じて、作業の進捗状況を報告すること。
- 3 必要に応じて、発注者より仕様書に定める事項に対して、対応の確認を実施する場合もあるので、確認及び協力をすること。
- 4 本業務の履行に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、）郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）及びセキュリティポリシーの規定を遵守し、秘密情報、個人情報の取扱いについては厳重に行い、業務上知りえた技術情報等を第三者に開示する等業務目的以外に使用しないこと。なお、契約時には秘密保持契約を併せて締結するものとする。
- 5 提案者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を受けて複写したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。
- 6 本委託契約に基づき業務の再委託に関する取り扱いについては、次に定めるものとする。
  - (1) 提案者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
  - (2) 提案者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し承認を受けなければならない。
  - (3) 提案者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める提案者の義務と同等の義務を負わせるとともに、発注者に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- 7 提案者は、事故が生じたときは、直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告し、発注者の指示に従いその解決に努めなければならない。

- 8 提案者は、業務の履行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並び明記していない事項については、発注者と事前に協議するものとする。
- 9 支払いについては構築に係る人件費、設備費、ライセンス費用等の初期費用を構築完了後に一括で、運用及び保守に係る人件費、リース料、サービス利用料、回線利用料等の運用費用を運用開始後に月次で支払う分割払いとすること。
- 10 発注者において、システム標準化に関する補助金申請等で資料の提出を求めた場合、それに対応すること。
- 11 本契約終了時は次期システムへデータを移行できるよう、発注者が別途指定する日に、汎用的なデータ形式で全件分のデータを出力すること。目安として、3回程度を想定している。併せて、最新のファイル・レコードのレイアウト、コード表など必要となるドキュメントを提出することを含め、データの出力作業を実施すること。なお、ヒアリングの実施等、次期システム構築業者のデータ移行に協力すること。
- 12 本システムに係るデータについては、運用期間終了後に、提案者において復元不可能である処理を施し、消去すること。データ消去の実施にあたっては、実施時点における最新の総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠すること。データ消去後、発注者に対してデータ消去の証明書を提出すること。
- 13 上記に示すデータ移行及びデータ消去に係る費用は本調達に含めること。
- 14 本仕様書にない事項等については、発注者と別途協議の上、速やかに対処すること。